

議案第 4 号

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

川崎市地方卸売市場業務条例（平成18年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名 称	川崎市地方卸売市場南部市場
位 置	川崎市幸区南幸町3丁目126番地1
面 積	32, 224平方メートル

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方卸売市場南部市場の再整備に伴い、当該市場の位置及び面積を変更するため、この条例を制定するものである。